
d IX	その他の資料	74
1)	その他の関係制度等	74
(1)	堺市の補助制度	74
(2)	公害防止管理者制度	75
2)	その他の関係資料	76
(1)	エネルギー関係資料	76

IX その他の資料

1) その他の関係制度等

(1) 堺市の補助制度

① 堺市ものづくり新事業チャレンジ支援補助金

新たなものづくりにチャレンジする中小企業者に対して、新製品・新技術の開発な等に要する費用の一部を補助する。特に低炭素・環境エネルギー分野については優先して支援する。

② スマートファクトリー・スマートオフィス導入支援事業補助金

市内の事業所を対象に、低炭素および省エネの促進を図る目的で、高効率な省エネ設備を導入する際に要する対象経費の一部を補助する。

③ スマートハウス等導入支援事業

住宅や小規模事業所等で創エネ・省エネ・蓄エネに積極的に取り組む方への支援策として、太陽光発電システム、住宅用エネルギー管理システム(HEMS)、燃料電池コージェネレーションシステム、蓄電池等を設置した場合の費用の一部を補助する。

(2) 公害防止管理者制度

IX-1 公害防止管理者の選任を必要とする工場の施設の区分等

公害発生施設の区分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
大気関係有害物質発生施設で排出ガス量（廃棄物焼却炉を除く届出施設からの最大湿り排出ガス量の合計。以下同じ。）が1時間当り4万m ³ 以上の工場に設置されるもの（注1）	大気関係第1種公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
大気関係有害物質発生施設で、届出施設からの最大排出ガス量の合計排出ガス量が1時間当り4万Nm ³ 未満の工場に設置されるもの	大気関係第2種公害防止管理者	大気関係第1・2種有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、届出施設からの最大排出ガス量の合計排出ガス量が1時間当り4万Nm ³ 以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種公害防止管理者	大気関係第1・3種有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、届出施設からの最大排出ガス量の合計排出ガス量が1時間当り4万Nm ³ 未満の工場に設置されるもの（注2）	大気関係第4種公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者
水質関係有害物質発生施設で、平均排出水量が1日当り1万Nm ³ 以上の工場に設置されるもの（注3）	水質関係第1種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
水質関係有害物質発生施設で、平均排出水量が1日当り1万Nm ³ 未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの	水質関係第2種公害防止管理者	水質関係第1・2種有資格者
水質関係有害物質発生施設以外の污水等排出施設で、平均排出水量が1日当り1万Nm ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種公害防止管理者	水質関係第1・3種有資格者
水質関係有害物質発生施設以外の污水等排出施設で、排出水量が1日当り1万Nm ³ 未満の工場に設置されるもの（注4）	水質関係第4種公害防止管理者	水質関係第1～4種有資格者
機械プレス（呼び加圧能力が980KN以上のものに限る）、鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る）（注5）	騒音・振動関係公害防止管理者	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者
特定粉じん（石綿）発生施設（注6）	特定粉じん関係公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん発生施設（注7）	一般粉じん関係公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941KN以上のものに限る）、機械プレス（呼び加圧能力が980KN以上のものに限る）、鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る）（注8）	騒音・振動関係公害防止管理者	騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者
排出ガス量が1時間当り4万Nm ³ 以上、かつ平均排出水量が1日当り1万Nm ³ 以上のばい煙発生施設及び污水等排出施設を設置の工場	公害防止主任管理者	公害防止主任管理者有資格者又は大気関係第1種若しくは第3種有資格者であつて、かつ水質関係第1種若しくは第3種有資格者である者
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類関係公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者

注) 1. 大気汚染防止法施行令別表第1を参照のこと。

2. 大気関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出ガス量が1時間当り1万m³未満のものは法の対象にならない。

3. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1を参照のこと。

4. 水質関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、平均排出水量が1日当り1千m³未満のものは法の対象にならない。

5. 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る。

6. 大気汚染防止法施行令別表第2の2を参照のこと。

7. 大気汚染防止法施行令別表第2を参照のこと。

8. 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る。

2) その他の関係資料

(1) エネルギー関係資料

資料IX-2 民間を含めた再生可能エネルギー等導入事例

種類	導入事例
小水力発電	堺市上下水道局桃山台配水場（堺市） （インライン型：94kW）
太陽光発電	関西電力堺太陽光発電所（関西電力㈱、堺市） （アモルファス型：10,000kW） J-GREEN堺（堺市立リサーチ・イノベーションセンター）（堺市） （多結晶型：100kW） 大阪府立大学植物工場研究センター（大阪府） （多結晶型：30kW×2施設）
バイオマス	株式会社DINS堺 バイオエタノール事業所 （木質系廃棄物による発電：1,950kW） 日本ノボパン工業株式会社堺工場 （木質系廃棄物による発電：6,500kW） 株式会社関西再資源ネットワーク （食品・木質系廃棄物の炭化による再資源化）
下水再生水利用	イオンモール堺鉄砲町 （エネルギーを空調や給湯の熱源に利用）
コンバインドサイクル発電	関西電力株式会社堺港発電所 （コンバインドサイクル方式による発電：200万KW）
天然ガス	大阪ガス株式会社泉北製造所 （ランキンサイクル方式の冷熱発電）
資源リサイクル	リマテック株式会社 （亜臨界水反応による廃棄物の再資源化）
高効率ごみ発電	堺市クリーンセンター東工場第二工場 （高効率ごみ発電：12,600KW） 堺市クリーンセンター臨海工場 （高効率ごみ発電：13,500KW）

注)市域の「大阪ベイエリア・堺 次世代エネルギーパーク」施設